

札幌市自然由来重金属検討委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 30 日 環境局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、「札幌市自然由来重金属検討委員会（以下「委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市内の広範囲に分布する自然的原因により重金属が含まれる土壌への対応について協議し、本市の地域特性を反映した合理的な土壌対策を検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、土壌対策に係る学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、特に必要と認める場合は臨時に委員を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員の任期を延長することができ、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、委員の職が解かれたものとみなす。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席をもって開催する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 委員会は、原則として公開で行う。

- 2 委員からの報告内容及び報告内容に関する資料に非公開を前提に収集したデータが含まれている場合、関係者と調整中の事項が含まれている場合その他の公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、資料については「委員限り」である旨明記した上で議事録及び資料を非公開とすることができる。

(謝礼等)

第 8 条 委員が会議に出席したときは、謝礼として日額 12,500 円 (所得税込み) を支払う。

- 2 交通費等の費用弁償は、委員からの請求に応じて支払う。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局を環境局環境都市推進部環境対策課に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。